

## 薩摩藩における士風の変化について : 『薩摩州士風伝』を素材にして

安藤, 保  
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/1904329>

---

出版情報 : 史淵. 134, pp.1-24, 1997-03-10. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 薩摩藩における土風の変化について

——『薩州土風伝』を素材にして——

安 藤 保

## 一、はじめに

薩摩藩独特の武士子弟教育といわれる郷中教育の研究は、幕末期にそれを経験した若者達が中心となつて明治維新を推進し、さらに明治政府の下で高位高官に上った者が多いことから子弟教育の優秀性を示したものととして注目され、その教育組織および教育内容について相当の研究が積み重ねられており、いわば「定説」とも云うべきものが一方にあることはよく知られて<sup>1)</sup>いる。

この郷中教育研究の出発点ともなり、以後の郷中教育研究の方向性に大きな影響を与えたのが明治四十二年に刊行された鹿児島県教育会編『薩藩土風沿革』である。この本が世に出されることになる発端については、「本書ハ明治四十年十月二十六日皇太子殿下我鹿児島二行啓アラセラレタル際鹿児島県知事ヨリ台覧ニ供ヘタルモノナリ」という同書の例言の一条によつて、皇太子（後、大正天皇）の台覧に供するために急遽著されたものであることが知られ、

また、同書が忠孝・質素・廉恥・武勇・勤王をキーワードとすることからも、著述に当たつて極めて明確な方向性を持つて著されたものであることが分かる。すなわち、島津忠良による武士子弟教育、土風振策から説き起し、薩摩藩歴代藩主が土風の涵養に意を払つたことにより、勤王の志を持つ勝れた人材が養成されたことを明らかにすることを意図したものであり、その論旨に沿うように郷中教育も位置づけられている。この本が「まず最初に薩摩藩の功績有りき」ということを前提にしていることには注意する必要がある。

郷中教育の以後の研究はこの論旨に沿つて続けられ、郷中教育に対する一つの共通理解、すなわち、子弟教育にとり有効な教育組織であるとの理解が形成された。したがつて、郷中教育に対する高い評価は、『薩摩土風沿革』の示した枠組みを基に、しかも幕末期に郷中教育を受け、政府の高位高官に上つた人々の回想談などを有力な傍証として、さらにはその論を鑄型として、明治末年以降形作られたものといふことができる。しかし、江戸時代を通じて、島津斉彬登場後の精兵養成という明確な目的を担わされた郷中教育は別にして、郷中教育は「定説」の云う高い評価を受けるようなものではなかつたことを筆者は主張してきた<sup>②</sup>つもりであるが、残念ながらまだ大方の理解を得るまでには至つていない。筆者の論の根拠を補強するためには、江戸時代の薩摩藩武士が郷中教育をどのように見ていたかという点を示すことは有効であると考えられる。しかし、郷中教育そのものに対する同時代人の評価を求めることは史料上困難であるので、次善の方法として、薩摩藩の土風の変化を明らかにし、それが武士子弟教育に与えた影響を窺うことにより、云われているような郷中教育ではありえなかつたことを間接的に示したいと思う。

そこで、小論では、島津光久から重豪期までの土風の変化と、その変化を同時代の薩摩藩武士がどのように見ていたかということ、久保之英著『薩州土風伝』を中心にし、それに若干の久保の他の史料を利用しながら窺つてみたい。

## 二、久保之英の目に映じた土風の変化

本題に入る前に、先ず『薩州土風伝』の著者久保之英の家系について触れておこう。

久保家の家系等についてはまだ十分明らかにするだけの史料を見出ししていない。わずかに『御家兵法純粹附録』に、天明元年、久保之英が書き記した簡単な「先祖書」が見られる。それによると、久保家は九代前の祖まで遡れるとされるが、之英にも明確ではなかったらしく記述が途切れている。記述に即して系図を示すと次のようになる。<sup>③</sup>

一代行久——二代行経——三代「？」——四代「？」——五代昌之——六代之昭——七代之春——八代之真——九代之英

初代行久は忠良・貴久・義弘、二代行経は貴久・義久とそれぞれ島津本家に仕え忠勤に励んだことが記されるが、不明な点が多く、記述がやや詳しくなるのは六代曾祖父之昭の代からである。

曾祖父之昭は日置流弓術に勝れ、師東郷重尚の高弟五人の内一人であったとされ、光久・綱久・綱貴に仕えて納戸役を長く勤めた。綱久は之昭の「忠直勇敢」を愛し、綱久の密旨を受けて光久へ佞弁の者を遠ざけることを諫めたこともあったという。<sup>④</sup>「其外諫争及度々」とある。元禄七年鹿児島にて病没した。

祖父之春は之昭の弟であるが久保家を嗣ぎ、綱貴・吉貴に仕え納戸役を勤めた。元禄九年の鹿児島大火により城が類焼した時、表奥の境である禁戸を無断で打ち破り奥女中など四十数名を救出したが、当番の納戸役の落ち度が咎められることを恐れて申し出なかつたために恩賞に与からなかつた。しかし、世間は之春の行動を嘆賞したという。宝永五年、綱貴の姫君に従い江戸からの帰国途中病死した。

父之真は吉貴・継豊・宗信・重年・重豪に仕え、郡奉行・糾明奉行・物奉行・御使番・物頭・大坂留守居などを四

六年にわたり歴任した。<sup>⑤</sup>吉貴より勤務出精勤功を賞せられ、宝曆十二年、鹿児島に病没した。

右のように家系について簡略に記した後、さらに之英は次のように書き記している。

我家代々治乱共ニ励忠勤、報国恩者也、然シテ無有早世也、ユヘニ五君之御徳沢御仁政殊ニハ御戦術ノ次第二及迄代々ノ先祖奉見聞シ事多シテ、是を髓ニ云ヒ伝コト不少、我家内朝夕モ奉称君徳ヲ以爲一家之風ト、故ニ予モ又自幼稚之時、是ヲ聞習を以及十歳余ニ頃ヨリ翫索御家之旧記ヲ、今及五十有余ノ老ニマテ暫モ無懈シテ奉慕五君之御武徳ヲ故ヲ以感靈夢ヲ矣、爲後世編集此書ヲ授子孫者也、我子孫ノ輩学文武芸ニ倦ノ折ハ翫之ヲ、タトヒ此書之骨子蘊奥ヲハ不及見得ニトモ、シルス処ノ君徳ト三州名臣ノ忠勤先功ノ趣ヲ以、朝夕父子兄弟之言語トシテ我家世々終シ処ノ風教ヲ不可改者也

すなわち、久保家が代々島津家に忠勤を励み続けた家柄であることを誇示し、特に島津家中興の祖と称される忠良、それに続く貴久・義久・義弘・家久の五君に仕えたことから、五君の治世・戦術等についての先祖の言い伝えも多く、之英自身幼少の時よりそれを聞き習ったことが、『御家兵法純粹』・『御家兵法純粹附録』を著すきっかけとなったとし、子孫はこの著を繙き、家を律する源にするように求めている。ここに久保の「五君」に対する心酔ぶりが現れており、久保がそれらの土風（「国風」<sup>⑥</sup>）を評価する立場も知られる。この「国風」を敬慕する久保の立場は、小論で取り上げる『薩州土風伝』を初めとして、『文武之書』・『御家兵法純粹』・『御家兵法純粹附録』・『見聞秘録』・『関ヶ原合戦進退秘策』など彼の著作全てを貫いている。

久保之英は『御家兵法純粹附録』に天明元年に五二才と記すことから、享保十五年生まれであることが分かる。死亡年は不明であるが寛政期以降であることは確かであるから、彼は継豊・宗信・重年・重豪・斉宣の治世期を眺めていたことになる。この時期に限っても、質素儉約を旨とする慈愛の藩主として知られる宗信と「国風」を徹底的に変化させることを意図した重豪という対照的な藩主がいる。薩摩藩で最も大きな文教政策の転換とそれに伴う混乱、士

風の変化を経験しているだけに、久保が変化を剔抉し批判する筆勢は一層鋭いものになっており、この点では彼と同時代を生きた薩摩藩の兵法家徳田昌興の姿勢とも共通するものがある。

さて、ここで取り上げる『薩州士風伝』<sup>(8)</sup>の途中には

一 士ハ元禄年間之町人よりも拙く、婦人ハ元禄年間之買女よりも正を失ふて士義を不知、只色を飾り福貴金銀を貪る計なり、嗚呼悲ひ哉、細々之事何を以而記さむ、筆紙墨之費となるのミ、依て筆を爰にさしおくものなり、

寛政二年庚戌八月

と、擱筆の理由とその年月が記されている。しかし、この文の後にも同様の視点・体裁で書かれた文章が続いている。これも久保の手になるものと考えられることから、一旦寛政二年八月に筆を擱きながらもさらに付け加えていったものと考えられるが、最後の年が何時であるかは明らかでない。なお、同書の最後には「右十式行は山田覚太夫實之集書之内に相見得たり、尤心得に相成事のミに付、久保之英著述之士風伝に相添置候」との説明付きで、詮議・天下之大法・心得などの項目の記事が付け加えられている。

右からでも推察されるように、『薩州士風伝』の内容は、風俗、礼儀・礼讓、節義、治家、格式、覚悟、若衆、嗜武、二才、組伍、詮議、用心、聞政、衰微、などに関する事項を含むが、最も多いのは風俗に関するものであり、次いで礼儀・礼讓、嗜武、格式と続いている。これは久保の目に止まった変化の激しさの順序をおおよそ示していると考ええてよからう。また、久保の家系および之英自身の立場から、忠良から家久までの五君の治世期を是とし、これからの変化を非とするという姿勢が基本にあり、変化に対する久保の評価はその視点からなされるために、一定の偏りが見られることは確かであるが、それだけに忠良以降の「国風」からの変化は鋭く指摘されているという特徴を持ち、当時の状況を窺うには好個の史料ということができる。したがって、諸々の変化の基礎となっている風俗の変化について次に示そう。

## 史料 1

尊父公御物語に曰、風俗之うつり替る事ハ纔之間に有変るなり、享保之末か元文之初ころとおぼへたり、相良佐平次と云ふ人に糺明奉行被仰付、此士元来相良清兵衛二男家にて、昔しハ二百石以上も有つらんに、漸々所帯衰微いたし、右佐平次糺明奉行被仰付候節は、持高百石より少し越て他借甚た多し、此時分も百石以上二は御扶持米不被下事にて、此時相良氏持高之内少々売払、他借を弁し候得は、百石より内に入申候付、御扶持米拾式石被下置候よしなり、是糺明奉行不被仰付候とも勿論可売払高にて有之筈候得とも、売払申され候時悪敷ゆへ、佐平次之名をいふ事も諸人嫌ひ、是により佐平次文武心掛之名すたれ候、（中略）然るに、此近年ハ百五、六石、百七、八石も所持にて、少々ハ借銀をも出し候所帯之士も、右式御役被仰付候得は、直二十九何石と云ふに高頭を減し、其代をも又能借主に借付て利足を取、所帯をため利を求め候を却て利口之いたしかたと諸人褒め候

## 史料 2

昔は学問し道義を守り、武芸に達して是家職といたし、一生を業ミ候て、もし合戦も起らハ御家社稷之為に身命を抛ち心術を尽し忠義を尽し大功を立てるを以志として、治世瑣細之勤勞に身を屈する事を不願候、大躰元禄以上ハ如此士を御願ひ被成ゆへに御丁寧に被仰付候て役義被命事に候、其役義を以申上儀行はれされハ忽ちに身を退き申候、其後は身に文武之芸を嗜ミ申候、命之下るを待申候て其身より鳴り出る事一切無之候、左候て御吟味を以て一役儀被命候得は、真実<sup>マコト</sup>に有かたく奉存、身命を抛御奉公仕候ゆへ一廉御用にも立、被命候儀大小軽重によらず無不弁候、其後又身に文武之芸を備ん欲るハ御奉公之品能を可相勤と志し、自然と頭れ出へき様に江戸詰をいたし、文武之芸を以身少行<sup>マコト</sup>、末便共可成方に交を不疎様に心掛申候、此風正徳・享保まで専ら行はれたり可成、其後宝曆以来ハ、専に品能仕らるへき儀を求めて、身に芸を備る事を一切不心掛、間に心掛候ハ為願する風に成申候、近年ハ何もかも取捨、便を求め求め進物を以て上役之人に誰れといへとも事もなく取入し、利を求むるのミにて候、上も又近年

### 史料3

ハ御奉公を願候士をハ御秘藏に被思召、左やう無之士をハ不屈者に被思召候様成風儀ニ見得申候、是又風俗之變化にて候、大身之方も士道を抱ながら愚人同前に閑暇にして一生を終るハ難き事ながら、小身にして朝夕之飢をも不顧破家薄衣にて道を抱き一生を終候ハいよいよ難き所にて候、是を御沈置不被成、天下太平之治世にも召仕ハれ候は誠に勝れたる御仁政にて、国家之治事此一事にて余事をも可察事なり、然るにかくの如き士ハ昔も少き事ゆへ、近年一切聞も及はざる事にて、皆々道にハ愚かにして欲にのミ智有る輩に變し、我一益に利を貪る風俗に成申候

昔之士ハ死を捨、忠を尽すことを以士之職となん誠に覺たるゆへに、いか様に御奉公を相勤候ても、いまた死を捨されは我々御奉公を勤たりと不存なり、其故戰場おひて武功有之候而も御褒美に預り、御高なと被下候義を却て穢敷存候よしなり、一往二往内所にても是非と被仰付候節頂戴いたし候由なり、是風儀光久公御代までは相残り間々有之候得とも、漸々治世世驕りより諸士公界に物入多く成立候二付、金銀を貯へ高を求め世之長久成を存候故、子々孫々栄を求め候と也、乱世之快士は先大かた一世限りニ存し、子孫之栄などを強て存する事なしと云々、光久公・綱久公御代まで金銀を求る士とても高之内より致欠略て、貯之卑賤なるハ屋敷に野菜を作り、是等売て貯る事を知て、御物之藏役などをいたし邪心にて内々是を押取事をは不知、役柄の高下を不<sup>口</sup>風俗より及渡世才人求之之士も奉公之功を励まして求之しとかや、吉貴公御代頃より諸士利心弥増、藏役共外御物之金銀米穀を取噉候役二当れハ是をくり廻して利足を増し、帳面を不正道に書記して取之機ニ高を取り、或は家作を結構にいたし驕りを長せしむ、然れとも諸人は是をいやしミ武士之やうに沙汰せすして、自己も是を口外せず、兄弟親までも是を恥とす、十人に三四人立身を望ミ権門に進物をいたし是を内訴するも、亦如右有之に、風俗漸々衰へ、此三四十年已来多く取しも少くいひしく、是よくたとへハ五百貫とれハ八百貫取しと、八百貫とれハ千三百貫取しと言はらし、是を働きある者よと諸人も褒る事に成りし、立身も又如此、学問武芸有之候ても、大役権門に不為出入ハ馬鹿者偏氣者よと名

付、讒言にも逢ふ如くに成しなり、此十年以前より名代藏役、琉球假屋名代、島方琉球付役とて、大目附、一所持、寄合、地頭次直触以下是を不為ハなし、爰におひて藏役盗名を頭にし、文武之武士をも脚下に見下し、島方之人ハ町人ニ銀元を頼繰□を求る故、大身之町人士を脚下に見下し、及其外御一門大身分二町人進物を打振て立入いたし、請方を願ひ、御物之金銀を内々ハ盜取て、平世に驕る事不及言語なり、酒屋之子とも医道稽に打立、士を望之者ハ如山進物を打振る故、下手にても忽ち御医師に、纔十年之内外には代々士にも被仰付事ニ成なり、昔高麗陣・関ヶ原合戦などにて大ニ武功を立、戦死いたし候高上之武士之子孫も利を不求者ハ見付人もなくして餓死にも可及程に成、草臥々なり、近代藏役などにて金銀を貯へ、夫より進物に奉行頭人と成候、其身亦ハ其子孫ハ大かた武功之子孫武道を言事を嫌ひ如此者有之行跡相應にして御用ニ可立士有之候ても纔言となしに言禿し候ゆへ、一代御番にて終ふ、其子孫無高無屋敷成百姓同前ニ衰へ行有、誠ニ以歎ケ敷事なり

史料1では、同一の行為に対する世人の評価が一変したことを指摘する。すなわち、相良佐平次が糾明奉行を命ぜられた時、持高の一部を借金返済のために売り払い一〇〇石以下の持高になったために、規定により職務給として扶持米二〇石を貰うことになった。これは扶持米を貰うために意図的に持高を減らしたのではなく、借財返済のためにやむをえず行つたことであつたが、世人はこれを利欲行為と見なし佐平次の名を口に出すことすら嫌うようになった。しかし、近年はこれとは全く逆の評価がなされ、一〇〇石を少々越した石高を持ち、他へいくらか金を貸している程の余裕のある者がこのような役職に就くことになる、直ちに持高を売却して百石以下にし、扶持米を貰うだけではなく、売り払つた高の代金は貸付に回して利息を取り家計を豊かにすることが利口のやり方であるとされるのである。これは享保から元文とあることから吉貴・繼豊期のことであるが、この頃までは利欲を表に出すことが憚られる雰囲気はまだ一部にあつたことを知りうる。しかるに、近年、すなわち重豪期以降では、これらのことを意図的に行い財産を豊かにすることのできる人が理財に明るい人物として評価され、もてはやされるのである。器量をはかる基準

が重豪期、宝曆以降に大きく変化したのであり、利の獲得がそれになつてゐることを史料は示している。<sup>10)</sup>

史料2では、元禄以前、元禄〜享保期、宝曆以降の三期に分けて就役にたいする心構えの違いを指摘する。

元禄以前の家臣は学問をし、道義を守つて島津家に忠義を尽くすことのみを心がけ、治世上の瑣細のことには関わりたくないと云う風があつた。そのため主君も役を命ずるときには丁寧<sup>11)</sup>に命じ、家臣も一旦主君の命を受けて就役すれば、身命を抛ち役を勤めるので、役の大小軽重を問はず成しえないことはなかつた。したがつて、役務上の言上が受け入れられない時は直ぐに役を退き、役に恋々とする<sup>12)</sup>ことはなかつた。また、就役は命ぜられるのを待つのみであり、自ら申し出るようなことは一切なかつた。ところが、元禄〜享保期になると、文武の芸を身につけることすら「奉公之品能」<sup>13)</sup>きため、すなわち、よき役に就くための手段となつた。そのため、自らの器量が認められる機会が多い江戸詰めが立身のための就役コースになり、また、将来立身のために役立つと考えられる人物との交わりは疎にしないよう心懸けることには熱心であつた。宝曆以降はさらにこの風が進み、手段としての文武の芸を身につける努力もせず<sup>14)</sup>に、只ひたすら便を求めて進物によつて上司に取り入り、その鼻<sup>15)</sup>により就役する<sup>16)</sup>ことが普通になつた。上に立つ者も進物を贈り就役を希望する者を役に適した者として見なし、このような就役運動をしない者を「不屈者」とみるといふように大きく士風は変化した。<sup>17)</sup>

史料3では、史料2で示した時期区分を別の内容でさらに明確にし、吉貴期と寛政二年から「三四十年」前、すなわち重豪期を風俗・士風変化の画期であるとしてゐる。すなわち、以下の通りである。

近世初頭の薩摩の家臣は主君のために死ぬことが武士の奉公と心得てゐるために、平時の奉公を眞の奉公とは考えないという風潮があり、また、戦場などの功による加増なども汚らわしいとの觀念も一部光久期まではあつたが、次第に平時における生活の華美化や交際などに金がかかるようになったことから、蓄財に励み家産を増やして子孫の繁栄を求める者が出てくるという事実はありながらも、それを表だつて行ふには憚られる雰囲気があつた。ましてや役

職を利用して取り込むようなことはなかった。吉貴期になると、武士の利欲が増し、役職を利用した貸付や帳簿を不正に操作して取り込みを図り驕った生活をする者も現れたが、他の武士は彼らを同等の武士とは見ず、当人もそれを恥じて口にせず、親兄弟もこれを恥じるという風があった。また、進物を権力者へ贈り立身を願う者も出てきたが、この行為は同様に恥ずべきものとの意識が残っていた。重豪期になるとこの風が一変し、役職について多くの利得を得る者が働きのある者として褒められることになった。また、学問武芸に通じていても、権力者宅へ出入りしなかつたり、立身を求めない者は「馬鹿者偏氣者」と云われ、讒言にも遭いかねない風であった。特にこの十年來は、役得の多い蔵役などを直触を含めた上級士が手に入れ利得に励んでいた。このため、文武のみの融通の利かない武士を見下し、金万能の風を当たり前とするようになってきた。

以上三史料を通じて窺えるのは、利意識の深まり、その追求によつてもたらされる奉公・学文修養の意味の変化であり、本来武士の矜持を維持する枠組みである家格の混乱と支配者であるべき武士の精神的墮落である。すなわち、「天文天正ノ頃五名君御発起被遊文武ノ道ヲ専トシ給フヨリ旗下ノ勇士ヲ第一ニ御養立、其諫ヲ御用、スヘテ勇士ノ志ヲ令遂給フユヘニ旗下ノ勇士家職ヲ勤、義ヲ専ト致シ、忠義戦功ヲアラハシ、各己カ父母先祖ノ名ヲモ高シ、家勢ヲ令盛<sup>13</sup>」・「薩州武士之第一本義とする処は、戦場におひて味方難儀之時、御馬前におひて戦死いたし候儀を第一といたし候、且又御側へ相勤め候人ハ、君公へ若過も被成御座候節は、心底を申上、御手打に仰付られ候とも少も恨に不存」・「昔武功之士に御高拝領可被仰付と有之候時、渡世いたす程に領地有之人は御断申上候へは、殿様御方少く成、御軍役之賦及減少を以なり、君を愛する事深きを可知」と種々記されるように、領主は家臣を慈しみ、又その言を容れ、家臣は無私無欲の奉公を尽くす、いわば「愚直」とも云うべき忠を尽くすことを理想とする国風から、「町人御家老衆宅へも立入、膝組にて相咄、何事も願ひ事成らすと言ふ事なく、御上御所帯にも当時は宜敷やうにて十年を経れば皆々御損亡に成立事のミなり、況んや諸士に困窮せしむるにおひてをや、己れ利欲さへ達すれハ外を見る事なし、

御家老さへ如此、是よりしたれる役人をや、町人宅へ毎度請に入、酒食を以て機嫌を取、金銀にて欲を進め無不至、是皆御勝手金め之衆にて書役より奉行に成、奉行より物頭を取、代々小番に成、当時之忠臣と思へり、然れとも誠ハ大盗人なり」と罵るべき状況への変化が、吉貴・重豪期を通じて出てきたと見ているのである。

したがって、久保がこのような変化の始まりを何時に見ているか、と云うことについて論を進めることにしよう。

### 三、土風変化の画期

右に見たように、久保之英は、土風の変化が明確になつてくる時期を吉貴（宝永一―享保六）と重豪（宝暦五―天明七）期に置いているが、その出発点は光久期にあるとする。

光久は「五名君」の最後に位置づけられる家久の二男であるが、長男が夭折したため寛永十五年襲封し、貞享四年、綱貴へ位を譲つた。光久期は「戦国殺伐の風猶存セシ」とか「乱世時代の武功の士も数多生存していたから、土風も亦盛んであつた」と概観されるように、まだ「五名君」期の「国風」が色濃く残っていたことは確かであろう。光久自身、若年の頃は祇園之洲や領内諸処の二才咄に参加し、また、藩主となつてからも若者の無作法・非礼な行動などに対しても寛容であつたことにもその一端が窺える。

しかし、これは光久の一面を示しているにすぎず、他の面では明らかに反対の行動を取つていくことが知られる。

光久の若い時分の行状として、「光久公御代に及び御合戦も無之、江戸表におひて専ら外飾之男物数寄を被遊候ゆへ信服不仕士も有之」と、流行の伊達を気取つていたことが知られており、信服しない一部の家臣は光久に公然と批判行動をとることもあつた。「男物数寄」は外見的には「国風」に似ているように見えながらも、本質において全く異なるものであるから、光久も「国風」に全面的に賛同しているわけではなかつたと云えよう。したがって、平時には「国風」が藩の体面を損なうものになるとの考えが出てくるのは当然であり、それを変化させる必要性を光久は意識

していた。

吉貴期以降明確に現れてくる土風の変化に影響を与える二つのことを光久は行っている。一つは「国風」の希薄化であり、二つは家臣の「召出」（家格の流動化）である。

前者について久保は次のように云う。

史料 4

御家ノ儀、日新公義理強、武ヲ以三州ノ士風ヲ御養育有之候故、各守義、死ヲ輕シ、臨戦死傷ヲ不顧事如塵芥イタセシ故、度々切崩強敵、御家繁栄ニテ候、光久公及御代天下帰太平候テハ、生ヲ果ニハ深キ知慮ヲ可用ノ処、無其心得モ多シテ、表用礼讓候モ裏險ニシテ、殺人事ヲ不悪ノ風俗ニシテ、他国ノ聞得モアシク、於朋友中テモ一毫ノ輕ヲ以テモ、アタラ一命ヲ可果処ヲ甚御笑止被思召候得共、俄法度号令ヲ以被制候ハ、却猜之、御政道ノ大成妨ト可成立モ難被計候故、小事ヲ不咎寛大ノ御氣象ヲ顕被成御座候、其後被及御老年候テ、太鼓三味線役者ヲモ多シテ踊与ヲ被召立、常ノ容貌ヲモ踊与トテ見ニ立候様被取仕立、御政道ノ隙被得候節ハ常ニ為踊テ御覧有之、酒宴遊興ノ慰ミ被為成事候、ユヘニ此風御城下ニ移リ酒宴遊興ヲ翫候儀時花候由也、是ヨリシテ殺氣ノ氣象衰行候由也、（中略）是程迄ニ公義ニモ聞得候様ニ御逸遊被成候ヨリ薩州ノ殺氣和キ、江戸・京・大坂其外於道中等御国人人ヲ殺候儀薄成候由也<sup>19</sup>

中世末、島津氏の軍事力を支えた武士は、平和時になつて外面は変わったが内実は何ら変わらなかつた。外面は礼讓の風でありながらも「殺人事ヲ不悪ノ風俗」であり、光久はこれを改める必要を知りながらもすぐに変えることは難しかつた。そこで、「踊与」を設けて政務の合間にも鑑賞し、また、酒宴遊興の慰みとしたところ、城下でも同様のこと流行し、殺伐な氣風が和らいだというのである。

太鼓・三味線・役者・踊り・酒宴を組み合わせ、薩摩武士の性格を変えようとすることは、後の重豪の採つた「都

化」政策と同じ考えに基づくものであるが、ここでは政策としてではなく、光久の行状を下が真似ることにより広がっていったという点が異なる。しかし、意図・普及の仕方はどうであれ、この流行は質素な武士の生活を変化させ、利に聡いことを善とし、利に聡い人を器量者と評価する下地が作られた。

後者に関しては次の通りである。

#### 史料5

家久公御代マテハ小番ト申者為差立格ノ事ニ有之候ユヘ、初役ヨリ地頭組頭被仰付候家格之輩モ無役ノ節ハ小番被相勤候ヘトモ、光久公御代ヨリ不依俗姓騎馬役ノ勤ヲモ被仰付候面々、小番ニ被召入候ヨリ小番ノ格式一統落申候故、同番ニシテ同格ニ難被召仕、勲功有之輩並御家族ノ二男家類其時分多モ無之事ニ候故、追々番頭組頭地頭職被仰付候<sup>(20)</sup>

#### 史料6

光久公御代此方、諸座筆者勤等にて外城衆中之二男三男末子、鹿兒島へ差越相勤、利口成とも仕初て金銀を貪り積、鹿兒島小番大番之高を買、鹿兒島高に成りしより土風大に変する之初なり

史料5では、地頭・組頭を勤める程の家柄の者が無役の時に入る小番に、光久の時より騎馬役の者を入れたことから小番の格が下がったことを指摘し、史料6では、光久以来、外城衆中の二男三男が諸座の筆者などを勤める内に金銀を貯え、小番・大番の高を買い入れて鹿兒島士となるようになってから土風が変化し始めたとする。外城衆中等が鹿兒島士となり、大番へ組み込まれる者が多かったことは「大番太郎」の俗言もできたことが示している。

光久期に始まる家格の流動化は、必然的に経済上の地位の逆転を伴っていた。すなわち、小番大番等の家格の者が高を売却して貧困化していくのとは逆に、「坪士」・「地下士」等は役得などにより富裕化し、高を買い入れて鹿兒島士として姿を現わすことになる。一旦このような路線が敷かれると、それが拡大するのは自然の成り行きであり、

吉貴期に入ると、家老島津帶刀、江戸家老名越恒渡の人事策と相俟つてこの傾向が激化した。

島津帶刀は、綱貴からは「人柄悪敷」と見られ重用されなかったが、逆に吉貴には「発明者」として気に入られ、家老に任じられた。本論の内容に関係することについて、島津帶刀は次のような態度であった。

## 史料 7

（朝鮮出兵の時）右武功之衆へ面々屹御約束之通御褒美など被下候儀難被成候に付、子孫に至り致々落候節可申出候バ、其節御見捨ハ被成間數被仰渡候儀有之候、其故大玄院様御代迄ハ、古き士の武功有之候者の子孫ハ大形被百仕、且又致々落訴訟申上候得は、御救被下候由也、吉貴公御代島津帶刀殿右通委儀を不被存候故、御家及五百年余段々忠功之子孫多く有之候に、時々御救被成候者御所帯之障相成候由被相究候由也<sup>(2)</sup>

朝鮮出兵に際して約束の褒美が与えられなかつた代わりに、その子孫が家計の窮状を訴えれば救済するとの約束が綱貴期まで守られていたが、帶刀はその事情を知らずに、財政の障りになるとして救済の嘆願を打ち切りにしたといふのである。親子二代家老を勤める人物がそのような事情を知らなかつたとは考えがたい。「古き御家に忠を致候者之子孫甚多候、一ち一ち御取揚被成候得は無息事」との帶刀の言に照らせば、帶刀は承知の上で敢えてそのような關係を断ち切つたと見る方が妥当であろう。彼は、先祖の功に寄り掛かることのみを武士よりも、世の中の変化に対応できる武士こそ大事であることを示したのである。このような現実即応の考えを持っていたがために、先祖の功を評価する綱貴には「人柄悪敷」とされ、藩の氣風を一変することを意図していた吉貴には「発明者」という対照的な評価がなされたのであろう。

江戸家老名越右膳恒渡は、吉貴の後を襲い藩主となる繼豊の生母月桂院の兄であり、その縁で江戸で召し抱えられ、享保五年、江戸家老に就任している。<sup>(23)</sup>このような出自であるだけに、一層現実的な考えを持っており、吉貴へ「御家之儀ハ御役人勤来候者斗其々にも御役人被仰付候、筆者役等相勤候者にも器量勝候者も可有之由、功に依て登庸被仰

付候ても可宜」と提案した。これは役人の家柄は代々役人となり、筆者役の家筋の者はどのように器量があつても普請奉行を限りとするという家柄中心の役体系を打破することになるのであるが、吉貫はこれに同意を与え、筆者から昇進する場合の道筋が定められた。<sup>(24)</sup>これにより吉貫期には「坪士」の家柄の者で納戸役を勤める者も出てきたのである。このように昇進の道が開かれたことにより、「各権門之家に出入功を争ひ候事昔に勝れ申候、其故無功之者も取成に依てハ有功を越賦重ミ被仰付、才智なき者も権門家に心易出入いたし候得は役に進」と、功争いが激しくなり、鼻厘による功の不正評価という弊害も出てきた。

島津帯刀・名越恒渡の採つた策によつて御役人への門戸を開かれた者は、主として久保が「坪士」・「地下士」と呼ぶ家格の者である。

「坪士」・「地下士」を久保の記述により整理すれば、①藩主へ直勤、②勤め方により蔵米（扶持米）の知行、③出自は諸召し出しの者・一所持および小番等の二男三男の末流等と異なる、④小番・大番の下役あるいは諸座の筆者・算者・蔵役人手伝いを勤める、⑤在郷・城下共に居住、と云うことになる。<sup>(25)</sup>すなわち扶持米取の藩主直勤の士であり、筆者・算者・蔵役人手伝いの諸役を専門にする実務家であるが、「小番大番之下役を相勤る」・「光久公御代之頃まで坪士筋之士は大番士とは大に隔たる」ともあるように、小番・大番よりは一段下に位置づけられていた。そのため「坪士」役である「筆者算者蔵役人手伝」には、大番以上の士は勿論、その子弟も就くことはなかつたのであるが、吉貫治世前後から就役するようになった。しかし、これには「我々の二男を下役二可仕とハ甚以不心得」と立腹する昔からの大番家の者も多かつたことに家格の差を窺うことができる。

しかし、元々の大番・小番の家柄であつても、生活に十分な石高を持ち、家格相当の御役人として奉公するという特権を維持することは難しかった。久保はその様子を「此時分までは元来之小番大番ハ大かた高少くして百石以上は所持有之候由なり、<sup>(26)</sup>此砌之百石ハ今之二百石にも掛合所務有之なり、世上ハ質朴ニ有之ゆへ二男三男まで緩々と暮し

申たることなり、其後漸々世上驕侈高く成、新家かしこき者とも段々出来、昔しより之小番大番持高も相払ひ甚以及困窮、持高相払ひ、古き大番之二男三男ハ申におよばず嫡子までも新家大番士之筆者ニ相成事ニ申候」と、小番大番家の衰退だけではなく、「古き大番」家の者が「新家大番」の筆者となるなどの立場の逆転も生じたと述べている。時流に合わせられない「古士」には受難の時期になったのであるが、彼らの生き方は二つあった。

一つの途は、右でも見たとおり、昔よりの小番・大番であるという矜持を捨てて、賤役であると見られていた筆者などの役に就いて生活の糧を求めた。そのことは「古士ノ儀戦国ノ余風残り、先祖代ノ武篇咄シヲ専トシ文学武芸ニテ日ヲ暮シ、所帯方ニ頓着無之輩ハ、見ルカ内ニ所帯困窮致シ、器量ヲ立候得ハ可及餓死次第ニ成立候ヘハ、不得止シテ泪ヲ流シテモ役所々々ノ筆者など相勤、養父母妻子赦免士ニモ摺鼻候ヤフ相成申候」という簡潔な説明に尽くされている。

もう一つの途は「古士」としての矜持に生きることであるが、それは生活苦を覚悟しなければならなかった。久保は「当時古風絶候にも間々昔しを慕ふ武士もまた相残」る人物として、林休之進と指宿清左衛門の二人を例に挙げている。林は「幼稚より武芸に心掛、正道之人」ではあるが、「筆談等之こまかなるにハ不心掛士」であつたため役を早々に退き隠居せざるをえなかつた。もう一人の指宿は、義弘の武勇伝の話の度に涙を流すほどの古風の士であるが、「極貧者にて年に二三度ツツ上乘をしてやうやうと餓を凌ぐ（中略）是又軽き書役をも首尾を合せ相勤るほと之精敷了簡は無之人なり」とあるように、無難に調子を合わせて軽い役も勤めることができないために、極貧の生活に甘んじなければならなかつた。久保の見るところによるとこれに類する「古士」はまだ多くいるとのことであるが、何れも「当時ハ不合、皆々埋り居」とあり、不遇の生活状況であつたことは間違いない。

#### 四、土風転換の背景

光久期に始まり吉貴期に明確な形となつて現れてくる土風の変化は、その背景に時勢に合う能力、その最たるものが理財能力であるが、その能力を持つ人材を必要としたことであつた。この傾向がさらに進む重豪期以降の状況について、久保が「才智有之御用に立候者を専ら御撰ミ召仕はれ候、其上所帯よろしく容貌言語相揃、可然者にて随分其身之立身を心掛罷在候者を御吟味なされ被召仕候」と皮肉を込めて云つてゐることに、光久に始まる変化の到着点が示されている。このことは藩財政の窮乏と密接な関係にあつた。

薩摩藩の藩財政の全貌については知り得ないが、財政逼迫に影響を与えるものとして臨時支出があつた。それをもたらずもの一つとして江戸における藩邸の火災・地震被災がある。『鹿児島県史』第二巻によると次のようである。

元和元（一六一五） 桜田邸 火災、同七（一六二一） 江戸藩邸 火災、寛永十二（一六三五） 桜田邸 火災、明曆三（一六五七） 桜田邸 火災、寛文六（一六六三） 桜田邸 火災、元禄一五（一七〇二） 高輪邸 火災、同一六（一七〇三） 芝邸 地震被災、享保二六（一七三一） 桜田邸 火災、延享二（一七四五） 高輪邸 火災、宝暦十二（一七六二） 芝邸 火災、安永元（一七七二） 桜田邸 火災」と、元和元年から安永元年までの一六七七年間に、同一の藩邸ではないが、一回の火災・地震による被災があつた。約一五年に一回の割で損害を受けたことになる。これに延宝八（一六八〇）年・元禄九（一六九六）年の鹿児島大火の二回を加えたと間隔はさらに縮まり、約一三年に一回となる。臨時支出はこれだけではない。寛永元（一六二四）年江戸城普請、元禄十（一六九七）年寛永寺普請、宝暦四・五（一七五四～五五）年の三川治水普請と普請の手伝いが命ぜられており、さらに享保十四（一七二九）年には、慶事ではあるが、将軍家より竹姫が継豊へ興入れするなどの臨時支出が加わり、これらが藩財政を圧迫した。明暦三年の桜田邸の火災に際しては資金難で再建は困難という状況にあり、元禄九年の鹿児島大火では類焼した鶴丸

城の再建に着手できないまま放置され、城の一部が竣工したのは火災から八年後の宝永元年であった。

藩財政の困窮の状況は借財の面にも明確に現れてくる。慶長七（一六〇二）年家久上洛に際して途中で行き会った福島正則から借用した路銀二〇〇貫目の返済が同九年までかかったと云うぐらい藩財政は幕初から困窮していたが、それでも借財は元和二（一六一六）年の借財は一〇〇〇貫目に留まっている。寛永元年からは藩主妻子の江戸在府を率先して行ったこともあり、江戸での支出が増加し、それに伴い借財も増え、同七・八年には銀七〇〇〇〜八〇〇〇貫目に達した。一時的に借財の減少も見られながらも全体としては増加し続け、寛文七（一六六七）年銀一万二九一貫目、宝永七（一七一〇）年二万七〇〇貫目、寛延二（一七四九）年銀三万四〇〇〇貫目となり、「宝曆治水」の始まる年の宝曆四（一七五四）年には四万貫目に達し、治水による借財がさらに加わると見込まれる状況にあった。このような借財により、正保元（一六三八）年には、利息の不払いのために江戸で、慶安二（一六四五）年には上方でも返済滞りのために起債すらできない状態に陥つたとされている。さらに、明暦元（一六五五）年には単発的で短期借用の「時借」も返済滞りを理由に断られることが予想され、借りるということ自体にも苦勞するという有様であった。このような藩財政状況に対し藩も種々の手を打ってはいるが、財政逼迫は進行するばかりであったことは借財の増加が示しており、これらの対応のために理財に明るい、現実即して換言すれば、利に聡い人材が選択されてきたと云えよう。

##### 五、むすびにかえて

以上見てきた通り、重豪期までに薩摩藩の土風は「国風」から一変した。「勝手之勤めをいたし、少しにても多く取候士を働きよろしきとて褒美いたし、取方少き人をハ不動とて笑ひ申候」・「才覚にて少しにても所帯を仕上、普請をもいたし替へ、又ハ絹類を着用いたし候用にせずして正道に筆者小役人を勤め、いつも綿服之人は馬鹿と申やう

なる風俗に成申候、歴々之小番家にて代々御番計りにて過候士ハ、たとひ才芸ハ有之ても是又馬鹿に見得申候」と、利に聡いことを基準にし人物を評価する世となつた。したがつて、利を得た場合には「妻子之衣類飾を第一にいたし、それより家宅を結構に作る事をいたし、其より高を求め役儀を貪り、酒宴遊興繁」くすることは、驕奢として非難されるのではなく、器量ある者の印であつた。学問・武芸すらも「今ハ学問する士ハ学問を以貪欲之媒といたし、武芸する人ハ武芸を以求利欲ためなり」と、利得のためであつたのであり、表面的には利が全てに優先する觀を見せていた。久保は、利に染まらない武士もまだ沢山いるとはしながらも、「表にも小番以上にハ千カ一善風之噂をいたし尊ひ候士も有之候得とも、此人御役に入候得は、同じものニ成申候、是其力量無之処より如此にて候、御小姓与士之内に学問なといたし候若年之士に間々士風相残り候得とも、是も年輩を取候ハ、如何なる行も心元なく候」と、肩肘を張つて「国風」を残している人物も、就役すれば利に走り、若年の内は古風に心酔したとしても、大人になれば忽ち当世風に染まる恐れがあると見ているのである。

このような利追求の風潮が蔓延している大人の世界が、武士子弟の教育、すなわち郷中教育に影響を与えないはずはない。

久保はこれに触れることは少ないが、郷中教育に加わる者の変化について、「御家御秘蔵之二才道ハ戦国元氣を養ひ得候二才組ニ此十年前以前までハ二十余に及ひ候士にも元氣相残り、五、六年以前まで十七、八才迄ハ士道之元氣相残り候、両三年前より十年（人カ）之内ニ一、二人も十七、八才まで元氣残りたるも可有之候、余は四、五才より論語孟子之仁義を討論し、義経正成を難し候得とも、皆々利欲求る媒にいたし、御家戦国之元氣は失果候なり」。「今此四、五年之間に猶更士風おとろへ行、小番以下十七、八才までハ古風を慕ひ候とも、今ハ十五、六才まで古風之二才道を立、其を過れハ当時之風に陥候なり」と述べている。

すなわち、二才組＝郷中教育に加わり「古風」の元氣を保持する者の数は、年次が下がるにしたがい減少し、天明

末期には十七、八才では十人の内一、二人しかいないというのである。また、十五、六才までは古風の二才道を立てるが、それを過ぎると当世風になるとも云っている。身体鍛錬を中心とする郷中教育は、年少期には意味を持つものとして親の一定の支持があるにしても、大人社会への準備教育としては評価されなくなったこと、利万能の意識が幼児教育まで及んでいることを「余は四、五才より論語孟子云々」と、幼児期から利の媒となる学問に精出す風潮が出てきていたことは示している。

このような郷中教育への期待の減少は、藩の政策と家庭での教育の反映でもあった。

藩は、吉貴期以降、「首を上げ候をハ上より抑付く／＼なされ候」・「上よりハ甚敷二才道を御取ひじき被成」とあるように、方限内で小組頭を通じて徹底した締め付けを行い、二才の行動を制約しており、また、重豪期の「都化」政策の影響は郷中教育にも及び、郷中教育内で維持された内容の否定が文教政策の中心にもなっている。

家庭の子弟教育への影響については、「近年ハ若士にて学問武芸をいたし候士にも忠孝之本義武士之覚悟を不知候、是幼年より其家風邪風を聞馴、心一物を以劣候ゆへなるべし」と久保は指摘している。意識するかしないかは別にして、「国風」否定・求利行為を是認する考えが家庭内で子弟に植え付けられることにより、子弟の教育が歪められていると見ているのである。

ここに久保は危機感を抱くのであるが、それを解決する方法としては、男色の禁止を緩和して、「男立ヲモ仕、義理ヲ守リ死ヲ軽」ずることより始めなくてはならないとしている。「古士」養成への復帰にこだわり、新たな教育の指針を打ち出せない久保の限界を見ることができよう。<sup>29)</sup>

注

(1) 郷中教育の基礎的研究として東郷吉太郎『薩摩土風』・『上荒田郷土誌』があるが、まとまった研究書としては松本彦二郎『郷中教育の研究』・北川鉄三『薩摩の郷中教育』・鹿兒島県民生活課編『郷中教育の歴史』がある。

(2) 従来の郷中教育研究の視角及び内容について否定的な立場からの筆者の考え方は、「郷中教育の再検討試論」(『近世近代史論集』吉川弘文館)・「郷中教育の再検討」(『近世日本の社会と流通』雄山閣)「郷中教育の成立過程」・「郷中教育の完成」(『鹿児島大学教育学部紀要』四二・四三・四四・四五)などを参照願いたい。

(3) 『御家兵法純粹附録』二、に記される記述と九代という代数は一致しない。代数が正しいものとすれば、本文通り三・四代は不明ということになる。

(4) 綱久は光久の嫡子であるが、光久在職中の寛文十三年に江戸で死去しているので、藩主の座は貞享四年光久から孫の綱貴へ譲られた。したがって、本文にある久保の記述通りならば、世子が家臣に特に命じて藩主である親を諫めたという、当時の倫理道徳上はありえない記述になっている。『薩藩先公遺徳』下(『鹿児島大学図書館蔵 玉里文庫』)に、「久保七兵衛之昭事、綱久公ニは別而御心易被召出候得共、七兵衛事殿様御身之上ニ而も所存申上人ニ而候故 綱貴公ニハちと六ヶ敷被思召候哉光久公綱久公御同様程御心安不被召仕候得共、混と可被召附人を御吟味之処、七兵衛程勇ニシテ正直成人無之候付、右之通分而被仰付趣有之と申伝也」とあり、綱貴へ付けられているので、あるいは光久は綱貴の誤りかとも考えられる。記述の際の書き違いかとも思量されるが、ここでは問題があることを記し、記された通り紹介する。

(5) 宝永五年『島津家分限帳』(原口虎雄校訂 青蛙書房)には、京都留守居の一人として

一 八拾四石

久保七兵衛

外蔵米七拾五俵

とある。七兵衛之春が大坂・京都の留守居を共に勤めたならば、之英が大坂留守居のみを記し、京都留守居が記されていないのは不自然である。大坂留守居は、あるいは京都留守居の誤りであろうか。なお、『薩州土風伝』に「尊父公御遠島より今に至て廿二、三年」の記述が見られるが、「先祖書」では何ら触れられていない。今後の問題として残して置く。

(6) 久保之英の云う「国風」は忠良々家久期の土風であるが、その内容は聊か美化されている。『薩州土風伝』では「昔之土云々」とか「昔云々」として示される部分がそれに当たる。「小番・大番之土ハ、名節を正くいたし候ゆへ、仮にも臆病之言葉・利欲勝手・不忠之言葉を口より外に出さざる」の一条にもその一端が示され、忠孝・質素・廉恥・剛健に努めるといふ、聊か理想的な武士像を描いている。しかし、「国風」維持に最も熱心であった義弘は、他人に慮外の働きをしながらも「敵中へ責入事何共不忠、一虎口ほかす者」(『薩藩先公遺徳』上)の行動・生き様に重点を置いて「国風」と呼んでおり、久保の云う「国風」とは差が見られる。

薩摩藩における土風の変化について(安藤)

薩摩藩における土風の変化について(安藤)

一一一

(7) 徳田邕興の『旧国実話』・『民信録』・『薩陽武備徴』などによる治世批判については別稿を予定しているが、徳田の治世批判の一端は「徳田邕興寸考」(『玉里島津家史料』月報3)を参照願いたい。

(8) 東京大学史料編纂所蔵本を鹿兒島県歴史史料センター黎明館が複写したものを利用した。なお、本論で出典を示さない引用史料は、『薩州土風伝』によっている。

(9) 史料2に「吉貴公御代頃より諸士利心弥増」とあるように、武士による利追求の意識は吉貴期に一段と強まったが、それが突如として出てきたものではないことは、拙稿「薩摩藩城下士の生活と意識」(『西南地域の史的展開 近世篇』思文閣出版)により明らかにしている。

(10) このことを久保は「当時(重豪期)天地之違ひに成申候、ただ一円利を見掛て御奉公のミを第一にいたし候士をよろしき士と被思召上候」と指摘し、そのことを「誠に笑止之至なり」と嘆いている。

(11) 若者に素行を改めさせ、学文を嗜ませるために藩が利を利用したことは、宝永三年の「藩達」に「親子兄弟之睦、朋友之交、正礼法不可紛風俗、就中若者共学文武芸俄修練難成事候間、別て心かけ可嗜之、其身勤正鋪行跡能者奉公之品能可召仕之」(『鹿兒島県史料 旧記雑録追録』一二二五二)とあることにより明らかである。

(12) この風潮が本文のように進んでいったのは藩の方針も大きく影響している。宝永五年、次の申し渡しりがなされ、無役の者は上司の宅へ顔を出すよう命じている。

一 御家老直触之面々、当時無役ニテ罷在候人、且又、無役之地頭持之儀ハ、稀ニは月番家老宅へ朝五ツニ罷出、可被致対面候、毎日御城へ不罷出面々、第一御機嫌之程をも為可被奉承知ニも候間、右之通申渡事候

一 与中之無役之面々ハ、与頭宅へ右之通可罷出候  
一 支配有之面々ハ、其支配宅へ、右同断可罷出候

右は、無役之面々は、御城向之儀ども不案内ニ有之、致屹候処ニ終ニ不罷出候付て、不物馴咎候、右之通相勤候てハ、輕薄ニ相見得候などと存違、差扣候者も可有之候間、左様無之様可罷出候(後略)(『藩法集 鹿兒島藩』三五四八)

(13) 「御家兵法純粹附録」一。

(14) 『薩藩土風沿革』第二期第一章。

(15) 松本彦三郎『郷中教育の研究』第二章第三節。

(16) これにより外城までも人材の把握をしていたことを『薩州土風伝』は次のように云っている。

光久公御代までハ、遠方之外城にても一芸に達し、亦ハ分別有之長敷士をは其名を御存知之よしなり、其故御城下士之儀ハ勿論、外城士善悪名を知れ候事今之鹿兒島士之取沙汰を成せしかことくなりと云々、是其頃ハ加世田・出水・大口・都城・高岡辺迄も駈廻り、手廣く二才咄いたし候ゆへなり

(17) 拙稿『郷中教育の再検討』(『近世日本の社会と流通』雄山閣出版)。

(18) 島原一揆之節、出水脇元まで出勢して參候衆、彼所におひて兼々諸士を無理に御仕被遊候二付、此所までハ差越申候得とも、御断申上候、切腹被仰付候は、其通可奉畏旨申候ゆへ御家老より鹿兒島へ御申上、光久公より尤之義申出候、其後ハ随分私を御捨可被召仕候間、出陣いたすべく被仰渡候二付、島原へ渡海いたし候よし

(19) 『御家兵法純粹附録』二。本文史料の中略の部分に補うと概略次のようである。光久のこのような行爲が幕府隱密を通じて將軍家綱へ伝わると、家綱は將軍家の御政法に背くものとして減封転封か光久の隱居を命じようとしたところ、老中土屋政直が、江戸でこのような振舞いをして油断させ、国元で軍備を強化する氣配があれば問題であるが、その逆であることは將軍家にとつても安泰であると処分に反対した、とある。本文の史料の内容については他の史料に出てこず、また、この後氣質の変化を窺わせる記述も現在確認していない。本文史料は俄に信じたいが、久保の理解に沿つて論証することにする。

(20) 『御家兵法純粹』附録一。

(21) 『見聞秘記』。

(22) 父帯刀(醉雲と号す)は家老として綱貫に仕え、二代目帯刀は吉貴に家老として仕えた(『見聞秘記』)。三代以後は衰微したが、これは二代帯刀の政治が不仁であつたためであると云われた。

(23) 『鹿兒島県史』第一卷。

(24) 江戸詰の節は三人賦より始まり、功により六人賦の新番、更に十人賦の御役人となる、と定められた。また、国元でも小番・新番・大番共に横目・徒目付その他の諸重座の筆者で功のある者は御役人となる道が開かれた(『見聞秘記』)。

(25) 是は御本城外城におひて直勤ハ仕候得とも、一町を領し候義罷ならず小身士にして小番大番之下役を相勤る家筋なり、是ハ或は戦場により微賤より被召出士も有之、或ハ一所持城主亡家之家来より被召出も有之、又ハ女縁より被召出も有之なり、濱之市衆、福山衆などと申候士之内に此坪士有之、いつ之ころよりか大番二被召出鹿兒島に被仰付候哉、此内より御縁二達し士ハ富貴を得、元和寛永之比より地頭職被仰付、其後小番二為被仰付も多有之事なり、坪士之内風俗よろしき人も有之候得共、元来鄙賤二候ゆへ大かた風俗利勝之人有之、此坪士を大番に被召出候て惣体之風俗相おとろへ候とも申候

(26) 城下士一人当たりの持高の変化は、光久期の寛永十六年、三〇五石、(五〇〇以上の上級士を除くと一〇七石)、文政九年、七八、九石である。(『鹿兒島市史』I)。これから、久保の記述は正当であると判断される。

(27) 『御家兵法純粹附録』一。

(28) 借財の部分の記述は『鹿兒島県史』第二卷・原口虎雄『鹿兒島県の歴史』による。さらに、財政策として、支出抑制の緊縮令と共に収入の増加策がある。それは①検地による石高増加、②上知令、③重出米・出銀の徴収、等である。家臣への負担の転嫁が家臣を苦しめたことは、宗信が襲封翌年の延享四年に、困窮家臣の救済策の一つとして重出米・銀を免除し、役料の五分引きを中止したことなどにより、仁愛の治世者として評価され、慕われてきたことによっても知られる。

(29) 久保のこのような考えは、結婚して郷中を抜ける大人の不甲斐なさにある。その様子は「少々志有之モ迎妻候ヨリ多ハ姪女色心掛ウスク相成、氣魂モ草臥学問武芸モ遠ザカリ、或ハ怠惰ニ日ヲ暮シ、或ハ役職ヲ以人ヲ抑エ、勤ヲ貪、勝手ヲ得テ妻娘ノ望ヲ叶へ、家宅ヲ欲為奇麗心掛而已ニテ候」と、慨嘆している。